

株式会社南紀白浜エアポート

会社法施行規則第 119 条から第 124 条に係る事項（2019 年度）

当社の会社法施行規則第 119 条から第 124 条に係る事項であって事業報告（2019 年度）に記載していない事項は以下のとおりです。

責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第 427 条第 1 項及び当社定款に基づき、取締役である中田力也氏及び監査役である中村久美子氏との間に責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は会社法第 425 条第 1 項に定める額としております。

各社外役員の主な活動状況

| 氏名            | 出席・発言状況                                                                                               |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>富山 和彦  | 当期中に開催された取締役会の全 4 回のうち 3 回に出席し、当社の経営に対し、民間プラットフォームの投資・事業経営会社の代表としての経験や知見に基づき、適宜必要な意見を述べていただいております。    |
| 取締役<br>松本 順   | 当期中に開催された取締役会の全 4 回のうちすべてに出席し、当社の経営に対し、傘下交通事業会社の代表でもあることから交通ネットワークやツーリズム産業の振興策等、適宜必要な意見を述べていただいております。 |
| 取締役<br>中田 力也  | 当期中に開催された取締役会の全 4 回のうちすべてに出席し、当社の経営に対し、ホテル経営におけるツーリズムの高い知見に基づき適時必要な意見を述べていただいております。                   |
| 監査役<br>中村 久美子 | 当期中に開催された取締役会の全 4 回のうちすべてに出席し、当社の経営に対し、翻訳・通訳、国際会議設営会社の代表での豊富な国際経験をもとに、適宜必要な意見を述べていただいております。           |

※定例取締役会を年 4 回開催し、その他書面決議提案を 2 回実施

当事業年度に係る社外取締役の報酬等 0 円